

契 約 書 (案)

広島県を甲とし、_____を乙として、甲と乙は、複写機の使用、保守及び消耗品の供給について、次のとおり賃貸借契約を締結した。

(目的)

第1条 乙は、その所有する複写機を甲の使用に供し、複写機を常時適切かつ正常な状態で稼働できるよう保守を行うとともに、複写に必要な消耗品（複写用紙及びステイプル針を除く。以下同じ。）を供給することを約し、甲は、これに対し料金を支払うことを約した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和8年6月1日から令和13年5月31日までとする。

(特約事項)

第3条 甲は、前条の規定にかかわらず、令和9年度以降のこの契約に係る甲の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約を解除することができるものとする。

(機種、設置場所等)

第4条 複写機の分類、機種、台数、機能及び設置場所は、次のとおりとする。

分 類		機 種	台 数	機能及び設置場所
モノクロ 専用機	中速機		1台	別紙仕様書のとおり

(料金単価)

第5条 料金単価は、複写片面1枚当たり_____円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

(料金の請求)

第6条 乙は、甲とともに毎月末日に目視により検認した正常な出力枚数に、前条の料金単価を乗じて算出した額（当該算出額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を料金として、甲が仕様書によって指定する所属の長に対し請求するものとする。

2 乙の責めに帰すべき不良複写枚数及び乙が複写機の点検又は調整のために使用した複写枚数は、前項の料金の対象としないものとする。

(料金の支払)

第7条 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に料金を支払うものとする。

2 甲は、前項の支払期限までに乙に代金を支払わないときは、甲は、乙に支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの遅延日数1日に応じて、未払の代金につき年3.0パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で算定した額の遅延利息を支払うものとする。

(契約保証金)

第8条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

(複写機の保守)

第9条 乙は、複写機を常に良好な状態で使用できるようその保守を行わなければならない。

2 乙は、前項の保守を行うため、必要に応じて技術員を設置場所に派遣して、点検及び調整を行わなければならない。

3 乙は、保守契約時間内に複写機が故障した場合は、甲の請求により直ちに技術員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

4 乙の作業の実施は、原則として、乙所定の営業時間内に行うものとする。

(料金以外の保守費用)

第 10 条 乙は、次の各号の原因により複写機が故障又は損傷した場合には、第 5 条の料金とは別に複写機の保守に要する費用を甲に請求することができる。

- (1) 乙の技術員以外の者による改造、修理、分解及び加工
- (2) 乙の技術員の立ち会いを得ずしてなされた設置場所の変更
- (3) 乙所定以外の部品又は消耗品の使用
- (4) 故意又は重大な過失など甲の責めに帰すべき事由
(消耗品の供給)

第 11 条 乙は、常に良質な複写を維持できるよう、トナー、ドラム等複写に必要な消耗品を甲に円滑に供給しなければならない。

2 その他の消耗品については、乙の指定する者の巡回又は甲の申し出によって予備の不足を知った場合、乙は当該消耗品を供給する。

(消耗品の所有権)

第 12 条 消耗品の所有権は、乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用する。

2 甲は、複写機及び消耗品が乙の所有であることを示す標示等を損傷したり、消耗品を他に流用してはならない。

(天災などによる履行不能)

第 13 条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、納入期限までに物品を納入することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けるものとする。

(設置場所の変更)

第 14 条 甲が第 4 条に規定する設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知する。この場合、複写機等の移動は乙が実施する。

(権利義務の譲渡などの禁止)

第 15 条 乙は、第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、甲の承諾がある場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第 16 条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲又は乙は、この契約を解除しようとするときは、解除する日の 1 か月前までに文書によってそれぞれ相手方に通知するものとする。

(催告解除)

第 18 条 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

3 第 1 項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、第 5 条に定める契約単価に、仕様書に定める予定使用枚数（月間）を掛け、これに 60 月を掛けた額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、契約の原因がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない。

4 甲は、第 1 項の規定による契約の解除に伴い、損害を被ったときは、乙に対して損害賠償金の支払を請求することができる。

5 甲は、本条各項の規定により本契約を解除した場合、それにより乙に損害が生じても、何ら賠償責任を負わない。

(無催告解除)

第 19 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の全部を解除することができる。

- (1) 債務の全部が履行不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の一部を解除することができる。

- (1) 債務の一部が履行不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

3 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 項の規定による契約の解除をすることができない。

4 前条第 3 項から第 5 項の規定は、第 1 項及び第 2 項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第 20 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑に処せられたとき。

2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

3 第 18 条第 3 項から第 5 項の規定は、第 1 項及び第 2 項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第 21 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

- (3) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 第18条第3項及び第5項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
（暴力団等からの不当介入の排除）

第22条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（損害金の予定）

第23条 甲は、第20条第1項及び第2項の規定により契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、乙は第5条に定める契約単価に、仕様書に定める予定使用枚数（月間）を掛け、これに60月を掛けた額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、甲が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、第2条に記載の賃貸借の期間が終了した後も適用されるものとする。

（損害賠償）

第24条 甲又は乙は、相手方の責めに帰すべき理由により、損害を被ったときは、相手方に対して損害賠償金を請求することができる。

（追完請求）

第25条 甲は、納入された当該物品が種類、規格又は数量に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、甲が指定する方法により当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

（代金減額請求）

第26条 納入された当該物品が契約不適合である場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第1項の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2項の規定による代金の減額を請求することができない。

(担保責任の期間の制限)

第27条 納入された当該物品が契約不適合である場合において、甲が当該物品が契約不適合であることを知ったときから1年以内にその旨を通知しないときは、甲はその不適合を理由として第18条及び第19条に規定する契約の解除又は違約金の請求、第25条に規定する履行の追完の請求並びに第26条に規定する代金減額請求をすることができない。ただし、乙が納入のときにその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(実地調査など)

第28条 甲は、必要があると認めるときはいつでも、乙に対し物品の納入に係る状況などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

2 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

3 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から5年間は、同様とする。

(残存消耗品の返還)

第29条 第2条又は第18条から第21条の規定により、この契約が終了した場合は、甲は残存消耗品を速やかに乙に返還するものとする。この場合において、当該返還に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の解決)

第30条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(管轄)

第31条 この契約に係る訴訟の提起又は調定の申立てについては、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 広島県
代表者 広島県知事 横田 美香

乙